

発行人
 社会福祉法人 七峰会
 理事長 成田 梧朗
 〒036-8356
 青森県弘前市大字下白銀町21-8
 電話 (0172) 33-8861
 F A X (0172) 33-8862

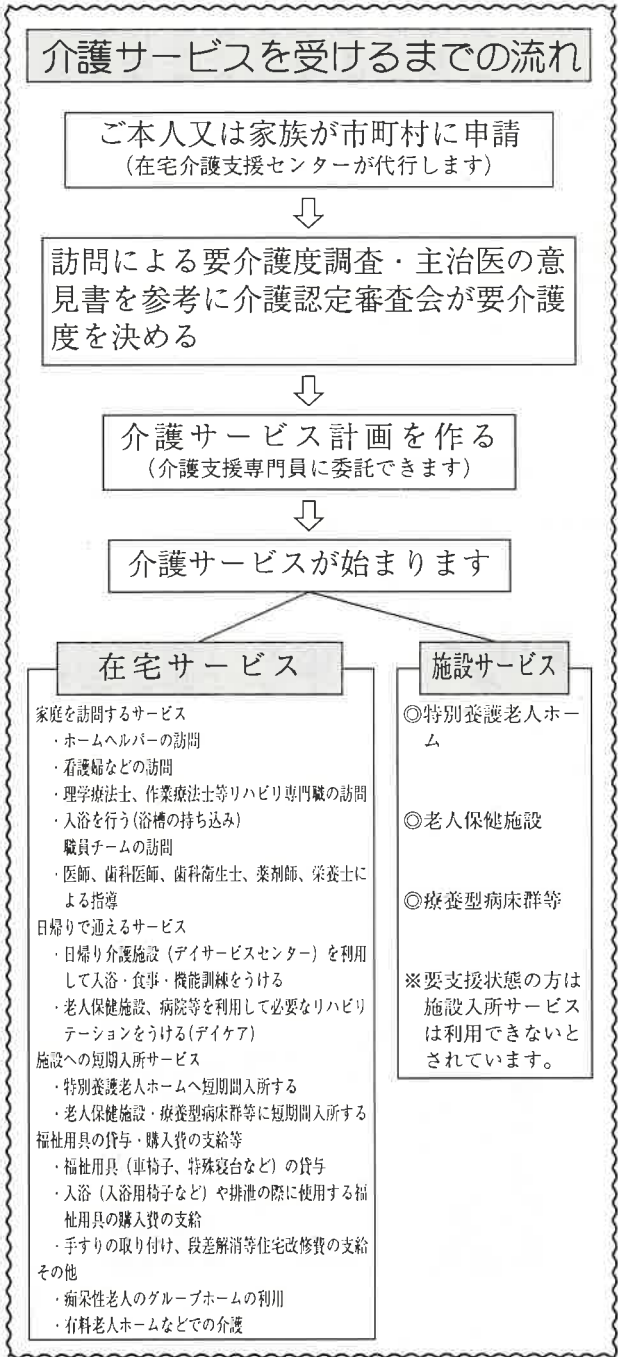
いよいよ介護保険 — サービス内容とサービス計画のたて方 —

介護保険適用の申請から介護サービスを受けるまでの流れを図にすると右のようになります。

在宅サービスは、自宅で暮らす事を大事にするために必要な介護サービスです。具体的には、要介護の認定を受けた人が、認定度に応じて利用できる福祉サービスの種類や回数が決まります。また、介護サービス計画を組むことでホームヘルパーの訪問やデイサービスの利用、施設への短期入所などの方法を組み合わせ利用することにより、在宅での快適な生活を送ることが出来ます。さまざまなサービスを支給限度額の中でどのように組み合わせるかが重要になります。

この場合、介護保険給付のためには介護サービス計画が必要となりますが、この計画は家族や本人が自分で作るか、資格をもった介護支援専門員に作ってもらうかの二通りがあります。介護支援専門員が作成する場合には、家族や本人と十分に話し合っつて福祉サービスの種類や回数を決め、満足して頂けるように責任を持って作ります。

また、施設の入所利用については、市町村の措置ではなく、施設と利用者の個人契約になるので、利用者が直接施設を選べるようになります。介護保険制度では、在宅サービスも、施設入所利用の場合でも保険給付を受けられますが、一割



の自己負担金があります。いずれの場合でも、介護保険の申請手続きや、介護サービス計画の作成は、サンアップル在宅介護支援センターや介護支援専門員が行います。七峰会には、優秀な介護支援専門員が多数おりますので安心してご利用ください。

今回は、費用の事について、詳しくお伝え致します。

パートヘルパー募集

サンアップル在宅介護支援センターでは、パートヘルパーを募集しています。詳しくは、サンアップル在宅介護支援センターまでお問い合わせください。

TEL 97-2131

当たり前前の生活を目指して

拓光園

拓光園では、利用者の方々に、実際の地域社会の中で生活するために必要ないろいろな技術を身につけてもらい、やがては自活できるようにと、様々な支援体制を整えています。今回は、その中でも保護者の協力を得てなりたっている一つの取り組みを紹介します。

○生活実習トレーニングホーム

拓光園親の会の副会長、斎藤ツルさんが、桜ヶ丘の自宅二階を開放し、生活実習を始めたのは、平成8年4月のことになりました。利用者の方々は、3～5人のグループを組み、2週間のサイクルで斎藤さんの自宅に寝泊まりし、施設とは異なる生活を体験します。それぞれが自分の役割分担をこなしながら、互いに協力しあい、近隣の銭湯やスーパーを利用することで、園の生活だけではなかなか身につかない社会適応の技術を習得するためのトレーニングを楽しみながら行っているのです。

職員は、朝夕利用者の方々と園と桜ヶ丘の間、送迎すると共に、運番者がナイトケアに出掛け、利用者の方々と一緒に銭湯に行ったり、スーパーで買い物をしたり、彼等の悩みの相談に乗ったりしています。



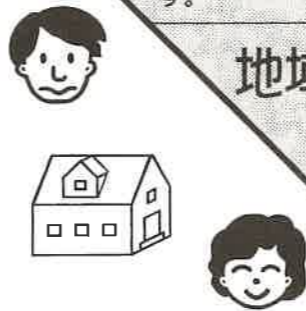
桜ヶ丘生活実習トレーニングホームでくつろぐ利用者の方々

がら生活実習をサポートしています。利用者の方々は、斎藤さんの家に来るのが大好き。皆「お母さん」と慕いながら、自分の生活実習の順番が回ってくるのを心待ちにしています。実際の自活生活に結び付けることは、なかなか困難な現状ではありますが、生活実習で経験を積み、通称「拓心館」へ移行できた方もあり、桜ヶ丘生活実習トレーニングホームは、利用者の方々の地域生活を支援する上で、拓光園にとっては、欠く事のできないものとなっているのです。

わたしたちの暮らし

介護保険制度は高齢者の在宅支援と福祉サービスの充実を視野にいたしたものです。このながれはやがて、身体に障害を持った方、知的な障害を持った方の領域へも及ぶものと考えられます。そこで『峰のひかり』3号では各施設で実践している地域生活を支えるための取り組みを紹介致します。

地域での生活を応援します



て事
と、こ
こさ来れば
たくさん仲間
がいることだな。
最後に、現在の楽しみ
や、他に一言あったらお願い
します。
A. 一日働いで、家さ帰ったとき、愛
犬のゴールデンレトリバーの顔を見た
ときホッとする。
毎日仕事があつて、家さ帰れば愛犬
がいて、一日の過ぎるのが早いつて事
は、生活が充実してるんだな。

山郷館

平成7年に障害者プランが示され障害のある方が地域で生活しやすく、必要なサービスが十分に得られるよう各方面からの整備が現在進められています。

山郷館でも地域生活を考える研修班を作り、地域生活について支援体制の検討を進めてきました。
地域生活援助ハウスを拠点に
ソフト面で支援

この度山郷館敷地内に『地域生活援助ハウス』が完成致しました。建物は一般の住宅を想定し、台所、浴室、居間などを備え、宿泊を含めて、実際に地域で生活するのと同じような体験をしていただくことができます。

障害のある方が地域生活をするとき、住宅設備への不安を感じることがあると思われませんが、体験を通じ自分にあつた



山郷館敷地内に完成した『地域生活援助ハウス』
TEL 0172-96-0250

生活を検討していただく場所として、山郷館利用者だけでなく、在宅の障害者の方々にもご利用していただきたいと考えています。また、住宅改造の設備だけでなく、必要とされる福祉サービスの紹介や、ボランティアとの交流、介護やリハビリ相談支援についても、より積極的に展開していきます。
現在、山郷館利用者からも地域生活の希望が出ています。ハウス完成後、「今日はハウスで過ごしたい。」と、日中ハウスで過ごすことが多くなった利用者も出てきました。障害を持った方の地域生活について、どんどん積極的な支援を展開していきます。

自分らしく暮らすために

通勤寮 拓心館

拓心館グループでは、広報紙第一号でお知らせしたように、通勤寮を起点として、利用者の地域生活を進めるために、地域の中に様々な形態の生活場所を設けています。

まず、通勤寮を退寮した方には、生活実習寮の八千代ホームと自立寮コーポラスよるこびを提供し、現在21名がさらに自立した生活を目指して暮らしています。次に、その生活実習寮で地域生活に必要な能力と自信を身に付けた方は、地域の中で自分らしく暮らしていただけるよう、本人の希望に沿って民間のアパートやグループホームなどの生活場所を提供し、さらに、新たな生活場所の獲得に努めております。

現在、市内に借り上げしているアパート3か所に8名、国の許可を受けたグループホーム3か所に14名、法人自主運営のグループホーム2か所

「法人所有の生活トレーニングホーム」



現在、6名の利用者が生活し、世話人1名が支援しています。今回、青森県よりグループホームとして認可の内定を受け、10月1日からは、グループホームとなります。

に6名の方がそれぞれ入居し、街の中で暮らしています。その方々については、グループホーム入居者には、専任の世話人とバックアップ施設としての拓心館の職員が、それ以外のアパートなどの入居者については、拓心館に併設の地域生活支援センターのワーカーがそれぞれの生活を支援しています。またそのほかに地域の中で支援してくれる方を一人でも増やしていきたい。ネットワークの構築にも取り組んでいます。
拓心館では、一人でも多くの利用者が通勤寮を巣立って地域の中で当たり前前の生活ができるよう支援し続けます。

注文待ちついでに！
・各種割引券、ラベル印刷他
TEL 0172-57-5155
FAX 0172-57-5156

4年目を迎える人権問題研修

拓光園

拓光園で、利用者の人権についての研修が継続的に行われるようになったのは、平成8年からです。第1回目の石崎宜雄元弘前大学教授の講義を機に、今日まで夏冬7回の研修を重ねてきています。

更に、拓光園の全職員を小グループに分けて、自分たちで人権に関するテーマを設定し毎月ディスカッションするという形の研修も4年目に入っています。テーマは、「職員の利用者に対する態度を考える」「プライバシー等暮らしの中で「利用者の自己決定を支えるための点」「オンブズマンについて」等々、ごく身近な問題を取り上げ、普段の生活の中で利用者の人権や職員の基本姿勢を考える取り組みになっています。

人権についての研修を重ねていくうちに、拓光園独自の職員倫理行動基準が、職員みずからの手で作られました。これには、

『基本的人権の尊重』

『守秘義務』

を始めとし、

『いかなる場合でも体罰など、利用者の肉体および精神に苦痛を与えてはならない。』

などの項目が定められています。

このように、研修を通して、職員の人権に対する姿勢が磨かれてきています。拓光園では、これからも、利用者一人一人の権利保障をしっかり担っていきけるように、人権の研修を継続していくことにしています。

県指導監査

終了する

毎年行われている社会福祉法人、および社会福祉施設に対する青森県当局の指導監査は、7月中に当法人並びに関係5施設がすべて終了しました。

拓光園	7月1日
旭光園	7月6日
サン・アップルホーム	7月8日
拓心館	7月21日
山郷館	書類監査
法人本部	7月22日

監査を受けた法人並びに各施設は、管理運営面、経理面、処遇面それぞれにおいて適正に運営されているという評価を受ける事ができました。

今後とも、さらに一層の良いサービス、適正運営に努めてまいります。

七峰会後援会コーナー

短い津軽の夏は、ねぶた、お盆を過ぎるとそろそろ秋の色あいを感じる頃になります。

「会員の皆さんへ」

二つの話題をお届けします。

1、決算後三六口が7月10日現在

旧年度分会費として復活された。

決算報告の時は予算に対しての実績は、51.6%一五五口でしたが、『峰

のひかり』をお届けしてもらい、会員復活をお願いしたところ、三六口

が今日現在で会費を払い込んでくださいました。またお済みでない人で、

ご協力くださる方々の更なるお力添えをお願い申し上げます。

2、法人内の専門職員が

介護課題で私たちの応援を！

介護保険が4月から実施されます。

今、介護を必要としている方々は、

10月から市役所や町村役場へ申請しなければならぬようです。そのあ

といる手順があるようですが、

細かなことはもちろん、私たちに代

わって、介護申請手続きもしてくれ

るなど、七峰会後援会の方々には特

別に応援してくれることとなってい

ます。

電話一本で相談OK！

サン・アップルホーム

TEL 97-2111か97-2131へ

社会福祉法人 七峰会

特別養護老人ホーム

サンアップルホーム TEL 97-2111

老人短期入所事業

サンアップルデイサービスセンター

サンアップル在宅介護支援センター

ホームヘルプサービス事業

身体障害者療護施設

山郷館 TEL 97-2211

身体障害者短期入所事業

山郷館デイサービスセンター

知的障害者更生施設

拓光園 TEL 96-2331

知的障害者短期入所事業

自活訓練事業

社会就労センター

旭光園 TEL 57-5155

通所相互利用事業

知的障害者通勤寮

拓心館 TEL 82-4520

地域生活援助事業

生活自立訓練事業

地域生活支援センター事業

勇心学園

編集後記

『峰のひかり』も第3号となり、今回は、拓光園が担当致しました。各施設の地域生活に向けた取り組みについて取り上げてみました。